

コミュニティ福祉学会第 10 回年次記念大会 総会資料

(2017 年 11 月 11 日)

結城 俊哉 (2017 年度事務局長)

年間活動報告 (2016 年 11 月 13 日～2017 年 11 月 11 日)

～総会次第～

1. 運営委員長挨拶
2. 年間活動報告
3. 運営委員会体制と委員の承認
4. 学会誌『まなびあい』投稿規程改正について
5. 研究実践奨励賞授賞式 受賞のこぼれ
6. 事務局からのお知らせ

I. 総論

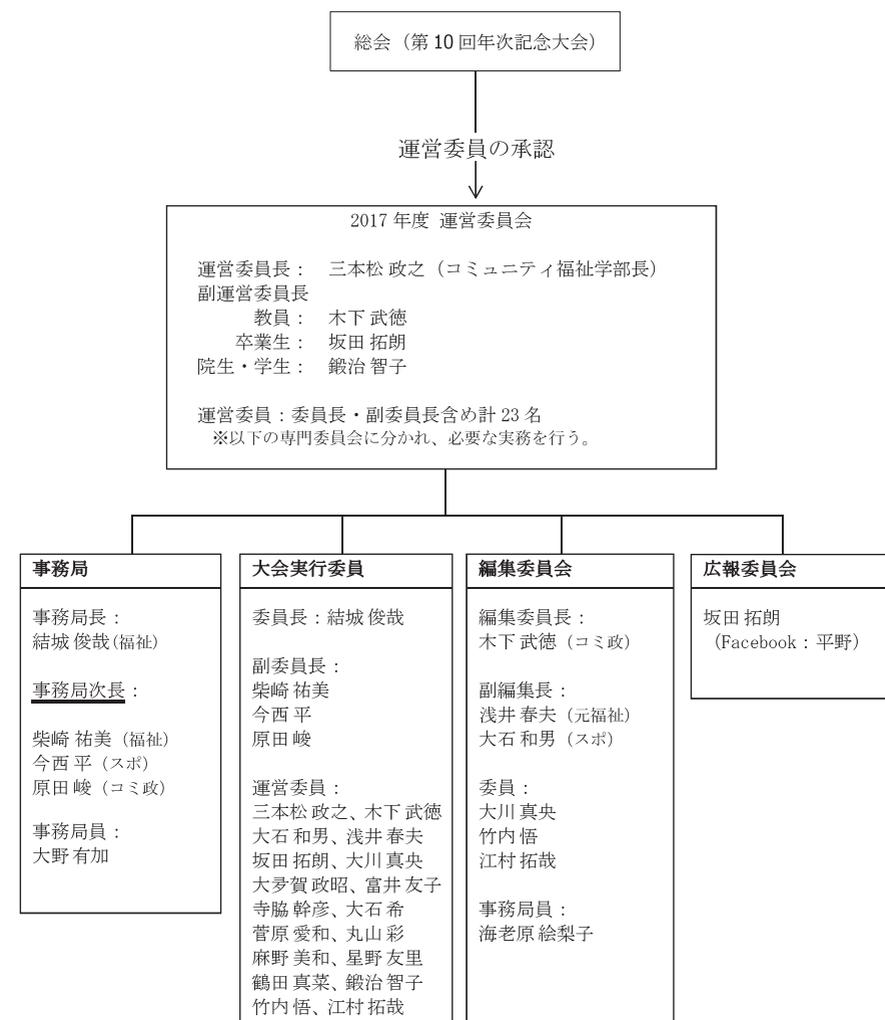
- ・会員数：2017 年 11 月 11 日現在、登録会員 475 名、学生会員 2,177 名、会員総数 2,650 名
- ・運営委員会：計 5 回 (各回土曜日、於：池袋キャンパスまたは新座キャンパス、19 時～) 平均出席数 15 名
- ・主な活動：第 10 回年次大会開催に向けた準備、学会誌『まなびあい』第 10 号の発行、研究実践奨励賞の選考

II. 活動報告

日 時	内 容
<b>年次大会</b>	
2016.11.12	大会テーマ「<働くこと>の意味を問う。～今、働いている人、これから働く若者たちへ～」
第 9 回年次大会	【講演会】「ブラックバイト問題とユニオンの取り組み」 ■講師■ 渡辺 寛人氏 (ブラックバイトユニオン共同代表) 【分科会】11 件 約 54 名 【第 2 回研究実践奨励賞授賞式】
<b>運営委員会</b>	
第 5 回	16.12.10 【議題】第 9 回年次大会の総括、2017 年度の運営委員会への申し送り事項について
第 6 回	17.2.25 【議題】今後の「まなびあい」、研究実践奨励賞について
第 1 回	17.5.27 【議題】2017 年度の運営委員会体制の決定、第 10 回年次大会の概要について 研究実践奨励賞選考委員会 【その他】第 1 回委員会より 2017 年度新委員により運営開始
第 2 回	17.6.24 【議題】第 10 回年次大会の大会テーマの確定・プログラムについて検討、 講演会講師候補の選定、第 3 回研究実践奨励賞受賞作品の決定
第 3 回	17.9.30 【議題】第 10 回年次大会のプログラム詳細の決定
第 4 回	17.10.14 【議題】第 10 回年次大会役割分担の決定
<b>編集委員会</b>	
第 1・2・3 回 運営委員会時に開催	学会誌『まなびあい』発行に向け、本誌内容や募集要綱の検討、編集作業を行う。
学会誌	17.6.2 学会誌『まなびあい』第 10 号の原稿募集の案内
学会誌	17.11.1 学会誌『まなびあい』第 10 号発刊
<b>事務局</b>	
機関誌	17.10.27 ニューズレター『まなびあい通信 Vol. 9』を発行。会員に配信、発送する

立教大学コミュニティ福祉学会

— 2017 年度運営委員会体制 —



## 「まなびあい」投稿規程の改正について

コミュニティ福祉学会会誌「まなびあい」について、下記の通り、投稿規程の改正を申請致します。

(\_\_\_\_下線部が改訂事項。第2項、第5項、第9項、第10項、第14項に改訂あり。)

### 記

#### 1. 改訂内容

改訂前	改訂後
<p>「まなびあい」投稿規定</p> <p>1. 本誌の趣旨 本誌「まなびあい」は、立教大学コミュニティ福祉学部卒業生、コミュニティ福祉学研究科修了生、在学生および教職員間の相互交流と、学部在籍時および卒業後の学びにおける実践報告、論文等を掲載・発表することを目的とする。原則として、立教大学コミュニティ福祉学部卒業生会員、コミュニティ福祉学研究科修了生および掲載号の締切日における在籍教職員会員、在学生会員、学外会員が投稿できるものとする。</p> <p>2. 編集委員会 編集委員会は、コミュニティ福祉学会によって選任された教員、卒業生、院生等によって構成され、本誌の編集に関する業務を行なう。</p> <p>3. 原稿の制限 投稿原稿は、他誌に未掲載のものに限る。</p> <p>4. 原稿の種類 【研究論文】 執筆者が調査、分析、論証を行い、何らかの新しい知見を提起する学術論文。 【研究ノート】 論文に準ずるが、比較的短い字数で提示できるもの。一定のまとまりがあれば、中間報告でもよい。 【実践記録、実践報告】 執筆者の実践の記録や報告をまとめたもの。 【書籍の紹介】 「まなびあい」の趣旨に関連するテーマについて書かれた書籍の紹介(書評)をまとめたもの。原稿著者の希望によって、紹介に対する書籍著者からの文章(書評へのリプライ)を記載することができる。</p>	<p>「まなびあい」投稿規程</p> <p>1. 本誌の趣旨 本誌「まなびあい」は、立教大学コミュニティ福祉学部卒業生、コミュニティ福祉学研究科修了生、在学生および教職員間の相互交流と、学部在籍時および卒業後の学びにおける実践報告、論文等を掲載・発表することを目的とする。原則として、立教大学コミュニティ福祉学部卒業生会員、コミュニティ福祉学研究科修了生および掲載号の締切日における在籍教職員会員、在学生会員、学外会員が投稿できるものとする。</p> <p>2. 編集委員会 編集委員会は、コミュニティ福祉学会によって選任された教員、卒業生、院生等によって構成され、本誌の編集に関する業務を行なう。<u>(なお、編集委員も投稿することができる。)</u></p> <p>3. 原稿の制限 投稿原稿は、他誌に未掲載のものに限る。</p> <p>4. 原稿の種類 【研究論文】 執筆者が調査、分析、論証を行い、何らかの新しい知見を提起する学術論文。 【研究ノート】 論文に準ずるが、比較的短い字数で提示できるもの。一定のまとまりがあれば、中間報告でもよい。 【実践記録、実践報告】 執筆者の実践の記録や報告をまとめたもの。 【書籍の紹介】 「まなびあい」の趣旨に関連するテーマについて書かれた書籍の紹介(書評)をまとめたもの。原稿著者の希望によって、紹介に対する書籍著者からの文章(書評へのリプライ)を記載することができる。</p>

【エッセイ】  
「まなびあい」の趣旨に関連するテーマについて、自由な形式で書き記したものを。

【現場からの声】  
現在の職務、業務を通じて感じたことをまとめたもの。

【その他】  
その他、編集委員会が認めた文章(特集に応じた依頼原稿、新任教職員の研究・活動紹介、退職される先生からのメッセージ、大学の授業紹介等)、学会活動や大学に係わる各種報告等。

5. 原稿量  
1頁の字数を1200字とし、論文は8～10ページ。研究ノート、実践記録、実践報告は6～10ページ。書籍の紹介、エッセイ、現場からの声は、1～5ページまでとする。その他については、編集委員会が適宜判断を行う。

6. 論文、研究ノートの執筆要領  
「論文、研究ノートの執筆要領」を参照。

7. 論文、研究ノート以外の原稿の執筆要領  
原稿量以外特に形式を定めない。

8. 提出の様式  
原則として電子データ原稿と印刷原稿の両方を提出する。電子データ原稿は、一般に普及しているソフトウェアによる文書、またはテキストデータとし、電子記録媒体もしくは電子メールで提出する。特に明瞭さを要求する図表、写真等については別に併せて提出する。

9. 原稿の募集  
毎年度編集委員会が原稿の募集を行い、原則8月末日を原稿提出の締切りとする。毎年11月に立教大学新座キャンパスで行われるコミュニティ福祉学会年次大会において、本誌を配布する。

10. 原稿の掲載  
査読は行わないが、投稿原稿が多数の場合は、掲載できないことがある。その判断については編集委員会が行う。

11. 発行媒体  
製本雑誌を発行する。原則、オンライン上に掲載する。

12. 提出先  
原稿は、立教大学コミュニティ福祉学会運営委員会事務局に提出する。

【エッセイ】  
「まなびあい」の趣旨に関連するテーマについて、自由な形式で書き記したものを。

【現場からの声】  
現在の職務、業務を通じて感じたことをまとめたもの。

【その他】  
その他、編集委員会が認めた文章(特集に応じた依頼原稿、新任教職員の研究・活動紹介、退職される先生からのメッセージ、大学の授業紹介等)、学会活動や大学に係わる各種報告等。

5. 原稿量  
1頁の字数を1200字とし、論文は8～10ページまで。研究ノート、実践記録、実践報告は6～10ページまで。書籍の紹介、エッセイ、現場からの声は、1～5ページまでとする。その他については、編集委員会が適宜判断を行う。

6. 論文、研究ノートの執筆要領  
「論文、研究ノートの執筆要領」を参照。

7. 論文、研究ノート以外の原稿の執筆要領  
原稿量以外特に形式を定めない。

8. 提出の様式  
原則として電子データ原稿と印刷原稿の両方を提出する。電子データ原稿は、一般に普及しているソフトウェアによる文書、またはテキストデータとし、電子記録媒体もしくは電子メールで提出する。特に明瞭さを要求する図表、写真等については別に併せて提出する。

9. 原稿の募集  
毎年度編集委員会が原稿の募集を行い、原則8月末日を原稿提出の締切りとする。なお、毎年立教大学コミュニティ福祉学会年次大会において、本誌を配布する。

10. 原稿の掲載  
査読は行わないが、編集委員会規程により審査を行う。投稿原稿が多数の場合、内容等に問題がある場合は、掲載できないことがある。その判断については編集委員会が行う。

11. 発行媒体  
製本雑誌を発行する。原則、オンライン上に掲載する。

12. 提出先  
原稿は、立教大学コミュニティ福祉学会運営委員会事務局に提出する。

<p>13. 著作権の帰属 立教大学コミュニティ福祉学会誌『まなびあい』に掲載された論文、抄録の著作権は立教大学コミュニティ福祉が学会に帰属する。ただし、著者が著者自身の研究・教育活動に使用する場合は、許可なく使用できるものとする。</p> <p>14. 本規程の改正 本規程の改正は、編集委員会の提起に基づき、運営委員会がコミュニティ福祉学会総会に提案し、承認を受ける。</p> <p>2007年11月3日制定 2014年11月9日改訂 2015年11月14日改訂 2016年11月12日改訂</p> <p>&lt; 立教大学コミュニティ福祉学会運営委員会事務局 連絡先 &gt; 〒352-8558 埼玉県新座市北野1丁目2-26 立教大学コミュニティ福祉学部5号館3階コミュニティ福祉研究所内、学会運営委員会事務局 E-MAIL:cchs@rikkyo.ac.jp</p>	<p>13. 著作権の帰属 立教大学コミュニティ福祉学会誌『まなびあい』に掲載された論文、抄録の著作権は立教大学コミュニティ福祉が学会に帰属する。ただし、著者が著者自身の研究・教育活動に使用する場合は、許可なく使用できるものとする。</p> <p>14. 本規程の改訂 本規程の改訂は、編集委員会の提起に基づき、運営委員会がコミュニティ福祉学会総会に提案し、承認を受ける。</p> <p>2007年11月3日制定 2014年11月9日改訂 2015年11月14日改訂 2016年11月12日改訂 2017年11月11日改訂</p> <p>&lt; 立教大学コミュニティ福祉学会運営委員会事務局 連絡先 &gt; 〒352-8558 埼玉県新座市北野1丁目2-26 立教大学コミュニティ福祉学部5号館3階コミュニティ福祉研究所内、学会運営委員会事務局 E-MAIL:cchs@rikkyo.ac.jp</p>
---	---

2. 改訂時期 コミュニティ福祉学会総会にて承認後から施行

以上

立教大学コミュニティ福祉学会 会則の改訂について

立教大学コミュニティ福祉学会会則について、下記の通り、会則の改訂を申請致します。

( \_\_\_\_ 下線部が改訂事項。第14条と第18条に改訂あり。)

記

1. 改訂内容

改訂前	改訂後
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条 (名称)</b> 本会は立教大学コミュニティ福祉学会と称する(通称、まなびあい学内学会)。</p> <p><b>第2条 (事務局)</b> 本会の事務局は立教大学コミュニティ福祉学部・研究所内に置く。</p> <p><b>第3条 (目的)</b> 本会は会員の協力によってコミュニティ福祉に関する研究と実践の交流を推進する。</p> <p><b>第4条 (会員)</b> 本会は次の会員をもって構成する。 1) 卒業生会員 立教大学コミュニティ福祉学部の卒業生、大学院研究科修了生 2) 立教大学教職員会員 立教大学に勤務する教員および職員 3) 学部生・院生会員 立教大学コミュニティ福祉学部大学院研究科生および学部生 4) 学外会員 本会の趣旨に賛同し入会を希望するもの</p> <p><b>第5条 (入退会)</b> 1) 本会へ入会するには、所定の入会手続きを経たうえで、運営委員会がこれを承認する。 2) 本会を退会するには、所定の退会手続きを経たうえで、運営委員会がこれを承認する。</p> <p><b>第6条 (会員の権利および義務)</b> 1) 会員は本会の運営に参加し、研究大会および機関誌・会報に研究成果を発表することができる。 2) 機関誌・会報の配布を受けることができる。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条 (名称)</b> 本会は立教大学コミュニティ福祉学会と称する(通称、まなびあい学内学会)。</p> <p><b>第2条 (事務局)</b> 本会の事務局は立教大学コミュニティ福祉学部・研究所内に置く。</p> <p><b>第3条 (目的)</b> 本会は会員の協力によってコミュニティ福祉に関する研究と実践の交流を推進する。</p> <p><b>第4条 (会員)</b> 本会は次の会員をもって構成する。 1) 卒業生会員 立教大学コミュニティ福祉学部の卒業生、大学院研究科修了生 2) 立教大学教職員会員 立教大学に勤務する教員および職員 3) 学部生・院生会員 立教大学コミュニティ福祉学部大学院研究科生および学部生 4) 学外会員 本会の趣旨に賛同し入会を希望するもの</p> <p><b>第5条 (入退会)</b> 1) 本会へ入会するには、所定の入会手続きを経たうえで、運営委員会がこれを承認する。 2) 本会を退会するには、所定の退会手続きを経たうえで、運営委員会がこれを承認する。</p> <p><b>第6条 (会員の権利および義務)</b> 1) 会員は本会の運営に参加し、研究大会および機関誌・会報に研究成果を発表することができる。 2) 機関誌・会報の配布を受けることができる。</p>

<p><b>第7条（運営経費）</b>  1）本会の運営経費は、当面は学部研究費をもって充てることとする。  2）なお総会の議を経て、臨時会費、その他の経費の徴収を提案することができる。</p> <p><b>第2章 活動</b></p> <p><b>第8条（事業）</b>  本会は会の目的を達成するために次の事業を行う。  1）年1回の研究大会および会員による研究会の開催  2）機関誌・会報その他の刊行物の発行  3）研究奨励活動  4）その他</p> <p><b>第3章 組織</b></p> <p><b>第9条（機関）</b>  本会の事業を推進するために次の機関を置く。  1）総会 本会の最高議決機関であり、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。  2）運営委員会 運営委員によって構成され、本会の運営をおこなう。</p> <p><b>第10条（役員の出選および任期）</b>  運営委員若干名および会計監事2名を総会によって選出する。任期は1年とするが、ただし、再任を妨げない。</p> <p><b>第11条（役員の仕事）</b>  役員の仕事は次の通りとする。なお、運営委員長以下事務局長までは運営委員の互選による。  1）運営委員長 1名 コミュニティ福祉学部長がその役割を担い、本会を代表し、運営委員会を主宰する。  2）副運営委員長 若干名 運営委員長を補佐し、運営委員長がその役割を果たせない事情がある場合は、これを代行する。  3）事務局長 1名 本会に必要な事務を統括する。  4）事務局次長 若干名 事務局長を補佐し、事務局長がその役割を果たせない事情がある場合は、これを代行する。  5）運営委員 若干名 本会の方針を具体的に実行するための実務を行う。さらに各専門部に所属して実務を担うこともある。  6）会計監事 2名 毎年度末に会計監査をおこない、これを総会に報告する。</p> <p><b>第4章 財政</b></p> <p><b>第12条（財源）</b>  本会の財源は、当面は学部研究費及びその他の収入をもってまかなう。</p>	<p><b>第7条（運営経費）</b>  1）本会の運営経費は、当面は学部研究費をもって充てることとする。  2）なお総会の議を経て、臨時会費、その他の経費の徴収を提案することができる。</p> <p><b>第2章 活動</b></p> <p><b>第8条（事業）</b>  本会は会の目的を達成するために次の事業を行う。  1）年1回の研究大会および会員による研究会の開催  2）機関誌・会報その他の刊行物の発行  3）研究奨励活動  4）その他</p> <p><b>第3章 組織</b></p> <p><b>第9条（機関）</b>  本会の事業を推進するために次の機関を置く。  1）総会 本会の最高議決機関であり、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。  2）運営委員会 運営委員によって構成され、本会の運営をおこなう。</p> <p><b>第10条（役員の出選および任期）</b>  運営委員若干名および会計監事2名を総会によって選出する。任期は1年とするが、ただし、再任を妨げない。</p> <p><b>第11条（役員の仕事）</b>  役員の仕事は次の通りとする。なお、運営委員長以下事務局長までは運営委員の互選による。  1）運営委員長 1名 コミュニティ福祉学部長がその役割を担い、本会を代表し、運営委員会を主宰する。  2）副運営委員長 若干名 運営委員長を補佐し、運営委員長がその役割を果たせない事情がある場合は、これを代行する。  3）事務局長 1名 本会に必要な事務を統括する。  4）事務局次長 若干名 事務局長を補佐し、事務局長がその役割を果たせない事情がある場合は、これを代行する。  5）運営委員 若干名 本会の方針を具体的に実行するための実務を行う。さらに各専門部に所属して実務を担うこともある。  6）会計監事 2名 毎年度末に会計監査をおこない、これを総会に報告する。</p> <p><b>第4章 財政</b></p> <p><b>第12条（財源）</b>  本会の財源は、当面は学部研究費及びその他の収入をもってまかなう。</p>
---	---

<p><b>第13条（会計年度）</b>  本会の会計年度は、毎年11月1日より翌年10月末日までとする。</p> <p><b>第14条（会計監査）</b>  運営委員会は、毎年度会計監査をうけたうえて、これを総会に報告してその承認をうけなければならない。</p> <p><b>第5章 会則改正</b></p> <p><b>第15条（会則改正）</b>  会則改正は、総会出席者の過半数の賛成による。</p> <p><b>第6章 個人情報の取扱</b></p> <p><b>第16条（個人情報の保護）</b>  本会における個人情報の取り扱い、立教大学個人情報保護規定に準拠するものとする。  （参考：立教大学 プライバシーポリシー）  但し、本会の関係者が事務局とは別に、関係する参加者の合意の下で名簿等を作成することは妨げない。</p> <p><b>第7章 雑則・付則</b></p> <p><b>第17条（雑則）</b>  必要な事項については申し合わせを作成し、この会則を補充する。</p> <p><b>第18条（付則）</b>  この会則は2007年11月3日より実施する。  2009年11月22日、立教大学コミュニティ福祉学会総会での審議を経て、一部改訂した。</p>	<p><b>第13条（会計年度）</b>  本会の会計年度は、毎年11月1日より翌年10月末日までとする。</p> <p><b>第14条（会計監査）</b>  運営委員会は、毎年度会計監査をうけたうえて、これを総会に報告してその承認をうけなければならない。ただし、学部の補助を受けている間は、本部の監査に代えることができる。</p> <p><b>第5章 会則改正</b></p> <p><b>第15条（会則改正）</b>  会則改正は、総会出席者の過半数の賛成による。</p> <p><b>第6章 個人情報の取扱</b></p> <p><b>第16条（個人情報の保護）</b>  本会における個人情報の取り扱い、立教大学個人情報保護規定に準拠するものとする。  （参考：立教大学 プライバシーポリシー）  但し、本会の関係者が事務局とは別に、関係する参加者の合意の下で名簿等を作成することは妨げない。</p> <p><b>第7章 雑則・付則</b></p> <p><b>第17条（雑則）</b>  必要な事項については申し合わせを作成し、この会則を補充する。</p> <p><b>第18条（付則）</b>  この会則は2007年11月3日より実施する。  2017年11月11日、立教大学コミュニティ福祉学会総会での審議を経て、一部改訂した。</p>
---	---

2. 改訂時期 コミュニティ福祉学会総会にて承認後から施行

以上

## コミュニティ福祉学会 細則の改訂について

## 立教大学コミュニティ福祉学会 第3回研究実践奨励賞

コミュニティ福祉学会細則について、下記の通り、細則の改訂を申請致します。  
 (\_\_\_\_下線部が改訂事項。第3項と第7項に改訂あり。)

### 記

#### 1. 改訂内容

改訂前	改訂後
1 コミュニティ福祉学会 研究実践奨励賞募集要綱第3条2項および6条に定める運営細則を次のように定める。	1 コミュニティ福祉学会 研究実践奨励賞募集要綱第3条2項および6条に定める運営細則を次のように定める。
2 本学会運営委員長は運営委員会の議を経て選考委員会委員を指名する。	2 本学会運営委員長は運営委員会の議を経て選考委員会委員を指名する。
3 選考委員会委員は、本学会運営委員会および運営委員会委員以外の本学会員より構成される。ただし、受賞資格者は選考委員となることできない。	3 <u>選考委員会は、本学会運営委員および運営委員以外の本学会員より構成される。ただし、選考対象作品の執筆者は選考委員となることできない。</u>
4 受賞者の表彰式出席旅費は国内旅費に限り支給する。なお、共同執筆論文の場合は第一執筆者の交通費のみ支給する。	4 受賞者の表彰式出席旅費は国内旅費に限り支給する。なお、共同執筆論文の場合は第一執筆者の交通費のみ支給する。
5 受賞者決定後、選考委員会の決定を受けて、事務局は速やかに受賞者にその旨を通知し、表彰式への出席を依頼する。	5 受賞者決定後、選考委員会の決定を受けて、事務局は速やかに受賞者にその旨を通知し、表彰式への出席を依頼する。
6 細則の改廃は運営委員会の議決および承認を得なければならない。	6 細則の改廃は運営委員会の議決および承認を得なければならない。
7 この細則は、2014年11月9日から施行する。	7 この細則は、 <u>2017年11月11日</u> から施行する。

#### 2. 改訂時期 コミュニティ福祉学会総会にて承認後から施行

以上

内山 涼さん (福祉学科 2015年卒業)

『高等学校に在籍する聴覚障害生徒に対する支援の在り方の研究』

<聴覚障害者の高校時代について>

(『まなびあい』9号所収 論文)

佐藤 めぐみさん (福祉学科 2012年卒業)

『現場で働くプロとして本当に必要なものってなあに?』

(『まなびあい』9号所収 現場からの声)

内山涼さんと佐藤めぐみさんが研究実践奨励賞授賞式にご出席され、授賞のスピーチをしていただきました。